

大阪市立柏里小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和7年5月

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはいつでも、どの子どもにも、どの学校、どの学級においても起こり得る。」という認識のもと、「いじめは人間として絶対に許されない行為である」ことを教職員全員が共通理解し、「人にやさしい子どもの育成」のために「柏里小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

- ① 「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第1条」および「第3条」「第13条」を踏まえ、いじめを許さない学校づくりを進めるために、学校教育のすべての場面に「互いの人権を尊重する」ことを基盤に置く。そして、道徳教育・人権教育をはじめとする様々な取り組みを充実させ、児童の意識を高めていく。
- ② いじめの未然防止・早期発見のため、教職員の意識向上と共通理解を図るための教職員研修を計画的に実施する。また、児童の自己肯定感を育み、互いの良さを認め合い理解しあえる学級・学年・学校集団を作り出す取り組みを充実させる。そして、すべての児童が楽しく安心して学校生活が送れる学校にする。
- ③ 積極的に学校を公開し、また情報発信に努めることで、保護者・地域との連携を深め「風通しのよい」学校づくりに努める。また、「小中連携」はもとより「保・幼・小」「近隣小」の連携関係も深めていく。

3. いじめの未然防止についての取組

＜基本姿勢＞

いじめは、どの児童にも起こりえる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめを絶対に許さないための、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

- (1) 授業改善について（学力向上アクションプランをもとに）
本校策定の「基本方針」に基づき、授業の改善を図るため、以下のように進める。

- ① 楽しく集中して学習できる学習環境を整える。学校のきまりや学習のきまり等による学習規律を確立することで、児童は学習に集中し、学力向上につながるだけでなくいじめをはじめとする生活指導上の諸問題の未然防止につながる。配慮を要する児童については、毎月開催される児童理解研修会で共通理解を図り、習熟度別少人数学習や教育活動支援員の活用等により個に応じる指導を進め、全ての児童が参加・活躍できる授業づくりに取り組む。
- ② 「わかる授業」づくりにおいては、「研修」「研究授業」（学び続ける教員サポート事業）の充実と「自主研修」を進め、全教員の授業力向上を図る。「研究協議会」では、意見交流を活発に進めるための場の設定を工夫する。研修では、「外部講師」の活用や「校内人権教育研修会」、スクールアドバイザーやメンタ一による「若手教員研修会」「自主研修による自主発表」等を実施していく中で、教職員の指導力向上をめざし、教職員同士が学びあう楽しさを体感する。
- ③ 地域や施設・企業等との連携を図り、体験学習を積極的に取り入れ、「楽しい学びの場」を設定し、学ぶ楽しさを味わわせていく。
- ④ 「学校公開」「学習参観」「土曜授業」等を活用し、授業の様子や児童の実態を保護者や地域の方々に広く知ってもらう。

(2) 自己有用感を高めるために（児童生徒会活動やキャリア教育の計画等から）

- ① たて割り活動を推進し、異学年交流を通して児童のかかわりを広げ、「存在感」「所属感」等の高揚を図り、人間関係力を強めていく。
- ② 授業や特別活動、学校生活全般の中で発表の場を計画的に設定し、思考力・表現力・コミュニケーション力を育てていく。
- ③ 地域連携・社会見学・出前授業等「体験的な活動」の充実を図り、児童自らが気づき、経験し、知識・理解だけでなく感性も高めていく。
- ④ 学習や取組の中で、自己評価・相互評価・他者評価を積極的に取り入れ、自分の良さに気付き自己有用感が持てるようにするとともに友だちの良さに気付き相互理解が図れるようにしていく。また、児童の良さを全教職員で共有できるよう、校務支援パソコン SKIP「いいとこみつけ」などを活用し、情報交流を図る。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

本校策定の「基本方針」に基づき、いじめを許さない・見逃さない府に気の醸成を図るため、以下のようにすすめる。

- ① 5月の第1月曜日を「いじめについて考える日」として、全校朝会での校長講話、各学級においていじめについての作文を書いたり、グループディスカッションなどを行ったりして、いじめについて考え、話し合う。
- ② 年間指導計画に従い、道徳教育や人権教育の取り組みを実践し、「互いの良さや違いを理解し、尊重し合う心」を育み、「人にやさしい」心や行動がとれるようにする。教材や実際の問題を通して、不合理を見抜く力を育て、いじめを自分たちの問

題として受け止められるようにしていくとともに、自分ならどうするか考え、人にやさしい自分・学級・学校になることを目指す。

- ③ それぞれの授業や「体験的な活動」の中で、生命の大切さや仲間の大切さを意識させる取り組みを進める。
- ④ いじめが死につながることもあることをおさえ、いじめている児童、その行為をあおっている児童に対しては厳しい指導を行う。その際、その行為の裏や奥にあるものも探し、表面だけの指導に終わらないようとする。また、「傍観者」については、「見て見ぬふりはいじめを肯定している」ことにつながること、「声をかけることや伝えることがいじめを防ぐ・止める力になること」を指導し、学級・学年・学校全体で、いじめを許さない・見逃さない空気をつくる。
- ⑤ 「情報モラル・リテラシー」の指導を校内だけでなく外部機関と連携して実施していく。また、保護者も児童とともに学べる場を設定し、保護者への啓発も図っていく。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 外部講師によるいじめ研修会を実施し、いじめについて、教職員のとらえ方の共通理解を図る。児童の些細な変化を見逃さない教職員の感性を磨き、発言や遊びの中にいじめの兆候が潜んでいないかを敏感に察知できるようにする。児童観察を意識的に行い記録を残し卒業まで記録を書き加えていく。全教職員で児童を見る前提に、児童の姿や変化について教職員間で積極的に情報交流をしていく。また、家庭との連携を日常的に図り、児童の変化について保護者と共有できるようにする。
- ② 児童の情報については、毎月開催される「生活指導情報交流会」（いじめ対策委員会を兼ねる・職員会議に併設）で出された情報を伝え全教職員で共通理解を図る。緊急の場合は、職員会で伝える。
- ③ 「見守り隊」「町長会議」「学校協議会」「民生協議会」等とも連携を図り地域からの情報も積極的に取り入れられるようにする。
- ④ 情報収集については、月に1回実施する「いじめアンケート調査」や「教育相談」等を積極的に活用し、必ず時系列に沿った記録を残していく（5W1H）
- ⑤ 教育委員会をはじめ、所轄警察署（生活安全課少年係）子ども相談センター、区役所子育て支援室、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、民生委員・児童委員などの関係諸機関との連携を深め、いじめの早期発見に対応できる体制の強化を図り、保護者に対し「いじめ相談窓口」の周知を行う。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① いじめ事案の発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で対応することなく、速やかに管理職（校長、教頭）に報告（5W1H）し、情報が全教職員で共有できるようする。また、「いじめ対策委員会」「校内委員会」「職員会議」等組織的に対応できる体制を整え、全教職員で対応にあたる。
- ② 被害児童や加害児童への指導については、「いじめ対策委員会」で具体的な対応策を検討し、全教職員で解決に向けての対応にあたる。被害児童・加害児童の保護者への連絡を慎重に速やかに行い、今後の対応について保護者と学校が連携して取り組んでいくようする。学校だけの対応では解決が難しい場合、校内委員会を開き、教育委員会をはじめ、所轄警察署（生活安全課少年係）、子ども相談センター、区役所子育て支援室、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、民生委員・児童委員などの関係諸機関との連携を行う。
- ③ ネット上のいじめに対しては、学校だけでは対応が難しいため、外部の専門機関や『大阪の子どもを守るサイバーネットワーク』の活用も図る。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

「いじめ防止対策推進法第22条」により、次の校内組織を置く。

《組織名》

いじめ対策委員会

※現在既設の企画会をいじめに関する解決に取り組むための組織として機能させ位置づける。

《構成》

校長、教頭、教務主任、生活指導部長、各学年担任代表、特別支援学級担任代表
養護教諭

※事案に応じて、必要な教職員も加える。

《役割》

- ・学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動にかかる情報の収集や記録・共有を行う。
- ・いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童への事情聴取、指導及び支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

《開催時期》

月1回の定例開催とする。事案発生時には、緊急に開催する。

《年間計画》

【調査等】

- ① 児童対象いじめアンケート調査 毎月
- ② 適宜、学級担任や学年担当による教育相談を実施する。

【研修会】

- ・人権教育全体研修会（いじめ研修を含む）（5月・6月・12月）
- ・児童理解研修会（5月・11月・2月）
- ・特別支援教育研修会（6月・11月・2月）

※「運営に関する計画」では、「子どもが安心して成長できる安全な社会(学校園・家庭・地域)の実現」の視点を明確にし、立案・中間評価・最終評価を行う。

(2)保護者や地域・関連機関との連携

- ①学校ホームページや学校だよりなどを活用し、「いじめ問題」に対する学校の取り組みについて情報発信を行う。
- ②「学校協議会」「PTA 役員会・実行委員会」「学級・学年懇談会」等で「いじめ問題」に対する学校の取り組みについて情報発信を行う。
- ③毎月1回開催される定例「地区民生協議会」に出席し、「いじめ問題」に対する学校の取り組みについて情報発信を行うとともに、関連機関との連携の強化に努める。

(3)取組内容の検証

- ①「いじめ対策委員会」において検証と点検を行い、取り組みの充実を図る。
- ②「運営に関する計画」の立案、学校評価の中間評価・最終評価の際に、PDCAサイクルをもとに、取り組み内容の検証と点検を行い、今後の取組に反映させていく。

7. 重大事案への対処

「いじめ防止対策推進法第28条」により、以下のように対処を行う。

- ①「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。
- ②教育委員会の指導と支援のもと、校内に調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施し、調査結果をふまえた必要な措置を行う。教育委員会が調査の主体となる場合は、資料の提出など調査に協力する。
- ③被害児童及びその保護者に対しては、当該調査に係る重大事態の事実関係など、その他必要な情報を適切に提供する。

※ いじめ発見の際の流れ（例）

